

## 中東情勢の影響を受けている企業等の支援を強化

－信用保証料補給の補給率を引き上げます－

燕市では、従来より新潟県セーフティネット資金等の融資を受けた市内中小企業者に対し、融資を受ける際の信用保証料の補給を行っています。

このたび、中東情勢や物価高騰等の影響を受けている企業の資金繰り支援を強化するため、7月1日より、県セーフティネット資金に対する信用保証料の補給率を一部引き上げます。信用保証料の補給率を引き上げることで、制度利用者のさらなる負担軽減を図り、企業経営の安定化に取り組みます。

なお、関連する予算案は6月26日に追加議案として市議会に提出します。

### 【信用保証料補給 概要】

市内中小企業者が、市内の金融機関で資金の貸し付けを受ける際、信用保証料の一部を補給することで、利用者の負担軽減を図っています。

### 【補給率引き上げの概要】

1. 引き上げの内容：以下の表のとおり補給率を引き上げます。

新潟県セーフティネット資金（経営支援枠）			信用保証料補給（市制度）		
補給対象制度	融資対象者	融資限度額	保証付 融資金額	補給率	
				現行	拡充後
■第1項 セーフティネット 保証5号対応要件	セーフティネット保証5号(業況の悪化している業種)の認定を受けた者	5,000万円	200万円以下	100%	100%
			200万円超 500万円以下	50%	75%
■第5項 売上・利益減少要件	ある一定期間の売上高、利益率等が前年同期比で同じか又は減少した者	5,000万円	500万円超 1,000万円以下	30%	50%
			1億円 ※借換可	5,000万円以下	50%
■第6項 物価高騰等対策 特別要件	・セーフティネット保証4号(突発的災害の発生に起因する売上高等の減少)、5号のいずれかの認定を受けた者 ・ある一定期間の売上高、利益率等が一定程度減少している者	1億円 ※借換可	5,000万円以下	50%	75%

2. 適用期間：令和8年7月1日～令和9年3月31日

3. 申込：市内金融機関



本件についてのお問い合わせ先  
産業振興部 商工振興課：関、中野  
電話：0256-77-8231（直通）